

大牟田市地域の燃料使用基準

昭和 52 年 12 月 1 日
福岡県告示第 1715 号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十五条の二第三項の規定に基づき、燃料使用基準を次のとおり定め、昭和五十二年十二月一日から施行する。

ただし、同日前から硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）については、昭和五十三年五月三十一日から施行する。

一 適用する地域

大牟田市の区域

二 適用する工場又は事業場

一の工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が一時間当たり 50 リットル以上 1,000 リットル未満である工場又は事業場

三 燃料使用基準

イ 燃料の種類

重油その他の石油系の燃料

ロ 使用する燃料の硫黄含有率

1.0 パーセント以下。

ただし、排煙脱硫装置が設置されている硫黄酸化物に係るばい煙発生施設で使用される燃料の硫黄含有率は、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとする。

四 原料及び燃料の使用量の認定方法

硫黄酸化物に係るばい煙発生施設（予備の施設は除く。）を定格能力で使用する場合に使用される原料及び燃料の量により認定する。

五 原料及び燃料の重油への換算方法

原料及び燃料の重油への換算方法（昭和五十年三月環境庁告示第十三号）別表の一、二、四及び五並びに硫黄酸化物に係る総量規制基準（昭和五十二年十二月福岡県告示第千七百十四号）五のイ及びロに定めるところによる。